

## 認定作業療法士制度規程細則

(申請要件)

第2条 初回の申請要件は下記項目すべてを満たすこと。

(5) 下記の5項目の条件をすべて満たしていること。

④ 事例報告の具体的な方法は以下の通りである。

- ア. 本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が3例あること。
- イ. 本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が2例あり、別表②に定める範囲での報告が1例あること。
- ウ. 本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が1例あり、別表②に定める範囲での報告が2例あること。
- エ. 2例までを別表②に定める範囲で報告し、臨床実践能力試験に合格すること。
- オ. 2例までを別表②に定める範囲で報告し、臨床実践報告書を使用し、認定作業療法士の指導を受け、5事例をまとめること。
- カ. 2例までを別表②に定める範囲で報告し、他団体・学会等の認定資格の内、認定に事例報告が要件となっている資格を1つ以上取得していること。

別表 (第4条第2項関係)

### 資格更新要件の詳細

②実践報告 25np 以上 (但し、1回につき 25np とする) あること。

実践報告とは、研究 (臨床研究・基礎研究など) に限らず、作業療法に関連する教育、管理運営の報告なども含む作業療法の実践報告である。

その具体的な報告方法は以下の通りとする。

ア. 本会事例報告登録制度による事例登録

イ. 以下の学会誌・学術誌への掲載

- ・作業療法
- ・WFOT 加盟国発行の学術誌
- ・日本作業療法学会
- ・作業療法やリハビリテーションに関連のある国際学会 (WFOT 学会、APOTC 学会など)
- ・ISBN/ISSN に登録された、都道府県作業療法士会発行の学術誌
- ・ISBN/ISSN に登録された、他団体やSIG の発行する学術誌
- ・ISBN/ISSN に登録された、その他関連する書籍 (ジャーナル) など

\*共同執筆は2題で、1回にカウントする (共同執筆1題を12.5np とはしない)。

### 初回資格要件 (事例報告) の具体的な例

| 要件                      | 改定前  |      |      | 改定による追加   |           |           | 不可        |           |
|-------------------------|------|------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事例報告登録制度                | 3 事例 | 2 事例 | 1 事例 | 2 事例      | 1 事例      | ---       | 1 事例      | ---       |
| 臨床実践能力試験                | ---  | ---  | ---  | どれか<br>1つ | どれか<br>1つ | どれか<br>1つ | どれか<br>2つ | どれか<br>2つ |
| 臨床実践報告(5例)              | ---  | ---  | ---  |           |           |           |           |           |
| 他団体・SIG の資格認定<br>(1つ以上) | ---  | ---  | ---  |           |           |           |           |           |
| 「別表の②」のイ. の要件           | ---  | 1つ   | 2つ   | ---       | 1つ        | 2つ        | ---       | 1つ        |